

## 避諱による唐代類書の部立て改変について：『藝文類聚』における「改字」を中心に

大淵，貴之  
九州大学大学院人文科学府：博士後期課程

<https://hdl.handle.net/2324/12457>

---

出版情報：九州中国学会報. 46, pp.1-15, 2008-05-10. 九州中国学会  
バージョン：  
権利関係：

『九州中国学会報』第四十六卷抜刷  
平成二十年五月

避諱による唐代類書の部立て改変について

——『藝文類聚』における「改字」を中心に——

大 淵 貴 之

# 避諱による唐代類書の部立て改変について

—『藝文類聚』における「改字」を中心に—

大 淵 貴 之

## 一 類書と避諱

避諱とは、「表記上、今上の君主、あるいは尊ぶべき対象の名をそのまま書き記すことを得ず、必ず他の方法でこれを避けること」<sup>(1)</sup>を言い、清代までの文献において踏襲された表記法である。それは基本的に事実の記録を旨とする歴代の正史においても勵行され、為に有りもしない人名、地名が多数記録されるに至った程であり、礼制上及び法制上、いかに重要な行為であったかが窺い知れる。

避諱の具体的な方法には主に次の三つが有る。(1) 避諱すべき文字を別字に改める「改字」、(2) 当該文字を書かずに字間を詰めるか、あるいは空格を残す「空字」、そして(3) 文字の点画を省く「缺筆」である。この三者のうち缺筆については、唐の三代皇帝高宗の初年、顕慶年間(六五六一六六〇)に始まるものが従来の避諱学によって明らかにされており、それ以前には改字が避諱の常用手段であった。<sup>(2)</sup>

ところで、一般に工具書として用いられる類書は、その多くが事物を一つ一つの個別・具体的な概念、すなわち「類」に分けて部立てを構成し、その各部立てに該当する文献を採録する構造を持つ。これを踏まえて避諱の主要手段とされた改字を考えた時、一つの問題に行き当たる。すなわち、漢字は通常それぞれに固有の意味を有するため、

ある部立てを示すべき文字が諱に触れることを理由に別字へ改められると、改変前後の文字が同義でない限りは、当初予定された部立てが設定できなくなるのである。

例えば、唐代には高祖李淵の諱「淵」を避けて「泉」に作る例が知られるが、類書の水に関する部立てを構成しようとする際、「淵」の項目を立てるのに諱を避けて字を「泉」に改めれば、それはそのまま「泉」の部立てとして存在することになり、決して「淵」の部立てとはならない。これは類書の構造的特性の故に、その編纂においては避け通れない問題であったはずである。

類書は後世の我々にとって工具書として身近で、時には必須のものでありながら、それ自身が研究の対象に据えられることは稀である。それ故、右に提示した部立てという類書の基本構造に関わる問題についても、避諱字における研究を含めてあらゆる分野で綿密な検討は皆無である。

本稿は、唐代類書の代表格である『藝文類聚』<sup>3)</sup>を例に、避諱によつてもたらされる部立て構成上の問題を編纂者が如何に処理したのか、その具体的編纂の様態と問題点とを明らかにするものである。また、『藝文類聚』を始めとした唐代類書の部立て構成に施された避諱の処理が、後世の類書に影響を及ぼしたことも言及したい。

## 二 『藝文類聚』採録文献に見える避諱

唐建國七年目の武徳七年（六二四）、初代皇帝李淵の勅命により『藝文類聚』が撰せられた。建國後もなお割拠する群雄を平定し、ようやく武力による創業から文治による守成へと政策を転換した時期になされた初の国家的編纂事業によるものである。『藝文類聚』のテキストとしては、目下、南宋紹興年間（十二世紀中葉）浙江嚴州地区刊本を底本とした汪紹楹校本<sup>4)</sup>が通行しており、本稿もこれを用いる。

『藝文類聚』における避諱については、管見の及ぶ限り汪紹楹校本の「校序」に、宋版刊刻時の宋諱にかかる缺筆

についての指摘があるのみで、該書編纂時の唐諱について言及する論著はほとんど見あたらない。唯一、勝村哲也氏が「一般に、ある典籍の編纂年代を調べるとき、文献学者はよく諱字を問題にする。しかし、類書のように、古典の抄録集である上に、書承関係が複雑な典籍の場合は、これが決定的な意味を持つかどうか疑問なことが多い。藝文類聚は唐の開国初年に高祖李淵の命によって編纂された。従って「淵」は諱字のほうであるが、卷九水部下池類には、梁武帝首夏泛天池詩曰、薄遊朱明節、泛濠天淵池……とみえる。」と、『藝文類聚』を例に、類書が先行する文献を採録する性質のものである以上、避諱が厳密なものであったとは言い難いと述べられたのみであり、この言及にも見えるように、従来『藝文類聚』編纂において避諱に特別の意図が用いられたとは捉えられていない。確かに「淵」字に限って見ても、『藝文類聚』には三十五例の多きを数える。

しかし、ここで注意を要するのは、現在通行する『藝文類聚』のテキストはあくまで宋版のそれであり、言わば宋代出版のフィルター越しにしか『藝文類聚』を見ることができていないということである。右の勝村氏が引用する「梁武帝詩」についても、編纂当時には別字に改められていた「淵」が、宋代出版時の校訂を経て追改された可能性<sup>6)</sup>が大きいと筆者は考える。趙宋・周応合撰『景定建康志』卷十九、山川志には「天泉池、(劉)宋元嘉二十三年鑿。一名天淵池。」とあり、梁・沈約撰『宋書』にも確認できる唐以前の呼称「天淵池」を、まず「天泉池」と記し、別名として「天淵池」を挙げるところに、唐代には「天淵池」が「天泉池」と呼び習わされていたであろうことと、宋人に対する唐三百年間の避諱の影響とを窺うことができる。また、王応麟撰『玉海』卷一七一には、「梁武帝有『首夏泛天淵池詩』。」とあり、先に見た『藝文類聚』に引く詩題が、「首夏泛天池詩」と作るのも、実は、梁武帝の原詩題が「首夏泛天淵池詩」であったものを、『藝文類聚』に収録する際、「淵」字を故意に落とした(空字による避諱)可能性が考えられる。この際、詩題は詩の本文、すなわち韻文箇所と異なり、一句を構成する文字数という音律上の制約を受けないことが、かかる処理を可能にしたものと考えられよう。

更に『藝文類聚』が先行文献を採録するに当たって確かに避諱を行っていたことを示す証拠を、現行のテキスト中に見出すことができる。『藝文類聚』編纂の武徳期に避諱の対象とされたのは、時の皇帝李淵、皇太子李建<sub>成</sub>、及び太廟に祀られた獻祖李熙、懿祖李天錫、太祖李虎、世祖李昉の六者である。皇太子建成、懿祖天錫については、「二名不偏諱（二名は偏諱せず）」（『礼記』曲礼）の原則によって、各々名の二字が連続する場合に限って避諱の対象となる。以下、筆者が『藝文類聚』のテキスト中に見出した唐諱の避諱二十二例<sup>8</sup>中から六例を列挙する（※は筆者のコメントである。以下同じ）。

①漢・揚雄、劇秦美新曰、……炎光飛響、盈塞天泉之間……。（『藝文類聚』卷十、符命部、符命）

……炎光飛響、盈塞天淵之間……。（『文選』卷四八、揚雄「劇秦美新」）

※李淵の「淵」を避け、「泉」に改める。音、義の近似による代字であり、唐代における改「淵」字の通例。

明版<sup>9</sup>『藝文類聚』は、「淵」に追改する。

②論語曰、顔回季路侍、……顔回曰、願無伐善、無施勞……。（『藝文類聚』卷二六、人部、言志）

顔淵季路侍、……顔淵曰、願無伐善、無施勞……。（『論語』公冶長篇）

※「淵」を避けるため「顔淵（顔回、字子淵）」を、名を用いて「顔回」に改める。同様に、『藝文類聚』において「陶淵明」は全て「陶潛」と表記される。

③謝承後漢書曰、岑脛遷魏郡太守、人歌之曰、我有枳棘……。（『藝文類聚』卷十九、人部、謳謠）

華嶠後漢書曰、岑熙為東郡太守、……人歌之曰、我有枳棘……。（『太平御覽』卷二六〇、職官部、良太守）

※獻祖の諱「熙」を避け、「脛」に作る。「熙」の音は『広韻』によれば上平声六脂韻、処脂切。「脛」は上平

声七之韻、許其切。脂・之韻は同用であり、近似音による代字。同様の故事は、岑熙の名で『冊府元龜』

（卷六八一、牧守部、謠頌）等にも見える。なお明版『藝文類聚』は、「熙」に追改する。

④ 摯虞、決疑要注曰、……武賁旄頭、文衣繡尾。〔藝文類聚〕卷三九、礼部、朝会

摯虞、決疑要注曰、……虎賁旄頭、文衣繡尾。〔太平御覽〕卷五三八、礼儀部、朝聘

※太祖の諱「虎」を避け、「武」に作る。音の近似（「虎」は上声十姥韻、呼古切。「武」は上声九麌韻、文甫切。姥・麌韻同用）による改字。唐代における改「虎」字の通例。

⑤ 虎、丘山銘曰、晋司徒東亭獻公王珣撰云、武丘山先名海涌山。〔藝文類聚〕卷八、山部、虎丘山

※部立ての名（虎丘山）、及び採録文献の題名（虎丘山銘）からも明らかのように、本来「虎丘山」であるべき。

⑥ 晋・陸機、文賦曰、……爛若縹繡、悽若繁絃……。〔藝文類聚〕卷五六、雜文部、賦

……爛若縹繡、悽若繁絃……。〔文選〕卷十七、陸機「文賦」

※世祖の諱「炳」を避け、「爛」に作る。兩者ともに「あざやか」の意味であり、意味の近似による改字。

右の例によって、『藝文類聚』編纂時に、採録文献に避諱の処理が行われていたことは明白である。従来、抄録書ゆえに避諱に注意が払われなかったという認識は、変更を迫られるであろう。

そもそも『藝文類聚』は、勅命を奉じての国家的編纂事業によるものであり、個人的な選録による抄出書などではない。まして、国家が定まって間もないころの事である。唐朝において新たにそれぞれの地位を得たばかりの編纂従事者にとつても、自らの言動に過剰な注意を払うことはあつても、帝室の諱を犯すという、礼制及び法制上の基本的禁忌を安易に破ることは無かつたと考えるべきではないか。「淵」字を始め、唐室の諱を多数検出する『藝文類聚』を目の前にして、今日の我々はややもすると誤つた認識を抱きがちではあるが、現在目にできるテキストが宋代に行われた校訂、出版を経たものであるということを、念頭に置く必要がある。右に指摘した唐諱の避諱該箇所は、実は宋版刊刻時における追改に漏れたものと考えられるのである。

### 三 部立て構成の中の避諱

類書編纂作業の大部分は、先行する類書を始めた諸典籍に基づく文献の選出と、その筆写とに費やされたと思われるが、当然これに先立つ重要な工程として、いかなる部立てを設けるかという、部立て構成の検討があったはずである。ほとんど全てが引用から成り立つ類書において、編纂者が独自に組み立てる一連の部立てこそは、唯一引用ではない、各類書に固有の「創作箇所」とも言える。『藝文類聚』編纂時の文献採録にあたって、実は避諱に注意が払われていたことは前節に示した通りである。ならば固有の「創作箇所」とでも言うべき部立てには、文献の引用部分と同様か、あるいはそれ以上に、避諱に対する慎重な配慮が為されたものと考えられる。筆者は先に『藝文類聚』編纂当時の避諱対象者を確認したが、そのうち高祖の諱「淵」と太祖の諱「虎」との両字は、共に類書の部立て表示にも使用可能な一般名詞として機能する文字である。この二字に関して、部立て構成に如何なる対処、工夫がなされたか以下に見ていきたい。

高祖の諱、「淵」字については、『説文解字』水部に「淵、回水也。」とあり、滞留する水を言う。三国魏・李蕭遠「運命論」（『文選』卷五三）には「通之斯為川焉、塞之斯為淵焉。（之を通ずれば斯れ川と為り、之を塞げば斯れ淵と為る。）と有り、梁・周興嗣『千字文』に「川流不息、淵澄取映。（川は流れて息まず、淵は澄みて映を取る。）」と言うように、「淵」は、流れる川に対するものとして、水に関する部立てに属してよい事象である。

しかし、『藝文類聚』卷八・九、水部の部立てには、

1 総載水 2 海水 3 河水 4 江水 5 淮水 6 漢水 7 洛水 （以上卷八）

8 壑 9 四瀆 10 濤 11 泉 12 湖 13 陂 14 池 15 谿 16 谷 17 澗 18 浦 19 渠 20 井 21 冰 22 津 23 橋 （以上卷九）

右に見る通り、「淵」の部立てを見出すことはできない。これは、『藝文類聚』採録の文献同様、別字への改変による避諱を免れなかつた事情を考慮すれば当然の結果とも言える。前節に挙げた唐諱の避諱箇所①において、「淵」を



「泉」に改める例が確認できたが、高祖の「淵」を避ける改字例としては、他に「水」、「川」、「海」等の諸字を用いることが、従来の避諱学の研究によって明らかにされている。しかし、類書以外の文献における避諱と同様の方法で部立てとしての「淵」を、「泉」や「水」、「川」、「海」等に改めれば、「淵」としての概念を指示できないばかりか、右の水部の部立て中、2「海水」や11「泉」といった、『藝文類聚』内にもとから存在する他の類目に干渉することにもなる。この技術的困難に対し、編纂者は部立て設定を見送るほかなかったと考えられる。

ただし、この「淵」の部の不成立については、そもそも「淵」が水の部として一項目を立てるに値する概念であつたかどうかという疑問が残る。「淵」の部立てを有する宋の勅撰類書『太平御覧』は、その総巻数一千巻と『藝文類聚』の十倍に及び、水関連の部立てにしても、より細密に仕分けられているため安易な比較はできない。しかし、次に挙げる宋代の私撰類書、謝維新『古今合璧事類備要』前集、六九卷（宝祐五年〔一二五七〕）は、水に関する部立ての規模において『藝文類聚』に近く、部立てごとに故事と詩賦を収める体裁も同じであり、詩文創作の参考書、典故語彙検索書としての用途も同様であつたことが窺える。その点から、数多くの類書の内でも比較に堪える書と言えよう。その「地理門」は、

1 水 2 江 3 河 4 淮 5 濟 6 洛 7 渭 8 涇 9 漢 10 河

〔古今合璧事類備要〕卷七、地理門〕

11 川 12 沢 13 湖 14 海 15 湖

〔古今合璧事類備要〕卷八、地理門〕

16 溪 17 淵 18 泉 19 湯泉 20 池 21 陂 22 塘 23 堰 24 渠

〔古今合璧事類備要〕卷九、地理門〕

のごとく分類されており、「淵」が水に関する概念、部立てとして一定の地位を得るものであつたことが看取される。とすれば、『藝文類聚』に存在しても決して不自然ではない「淵」の部立てが、やはり避諱の都合によってその設定を見送られた可能性を考えるべきであろう。また、規模の相違ゆえ比較には慎重を要する『太平御覧』であるが、その祖本は北齊の勅撰類書『修文殿御覧』であり、これは『藝文類聚』の藍本の一つでもある。<sup>10)</sup>『太平御覧』に有する

「淵」部が、祖本たる『修文殿御覽』に備えられていた可能性は高く、『藝文類聚』編纂者が藍本『修文殿御覽』に「淵」部を見ていたことが想定されるのも、当該部を欠くことに対する編纂者の意図の在りかを考えさせる。

更に、この諱字を避けるための部立ての不設定は、太祖の諱「虎」字についても見ることが出来る。「虎」が属すべき動物に関する部立てとして、『藝文類聚』には卷九三―九五の「獸部」が有る。次にその細目を挙げる。

1馬 2駒駉 (以上卷九三)

3牛 4驢 5駱駝 6羊 7狗 8豕 (以上卷九四)

9象 10犀 11兕 12駮 13貔 14熊 15鹿 16驪 17兔 18狐 19獾 20獼猴 21果然 22狴狴 23貂 24鼠 (以上卷九五)

ここに「虎」の部立ては見えない。「虎」は、『説文解字』虎部に「山獸之君(山獸の君)」とあるように、中国文化において古代から獸の頂点に君臨するものとして捉えられ、文学の素材としても多用される存在である。事実、典故彙檢索書や百科辞典としての性質を有する中国の類書においても、「虎」の部立ては、ほぼその全てに備えられる。その一方で、右に挙げるように『藝文類聚』の獸部に「虎」が立てられなかったのは、やはり類書の部立て設定において避諱による改字を成し得ないことに起因すると考えられる。「虎」字を「武」字に改める例を前節所掲の諱箇所④、⑤に確認したが、採録文献中とは異なり、前後に一定の文脈を持たない部立て名としては、「武」では動物としての「虎」を指示することはできない。更に、『藝文類聚』卷五九に軍事に関する部立てとして「武部」が存在することから、「虎部」を「武部」と表記することも許されない。唐代の改「虎」字の例には、他に「獸」、「豹」、「彪」、「龍」の諸字が挙げられ、そのいずれもが動物としての概念を維持できるのであるが、それらが指示するのは、あくまでも「虎」以外の動物でしかなく、やはり的確に「虎」を示すことはできない。「虎」の部立ての不設定もまた、かくのごとき状況に直面した『藝文類聚』編纂者による、やむを得ない対処法であったと考えられるのである。太祖の諱の「虎」字に関しては、部立て設定に際してその部立てを見送るのではなく、工夫を施すことによって対

処した興味深い例も指摘できる。次に、卷九九、祥瑞部に立てられた「騶虞」門の全条を挙げる（番号・傍線等は引用者）。

①瑞応図曰、白虎者、仁而不害。王者不暴虐、恩及行葦則見。

②毛詩曰、吁嗟乎騶虞。義獸也。白虎黑文、不食生物。有至信之德、則応之而來。

※「詩経」召南「騶虞」の一句。「義獸也」以下は、『藝文類聚』編者による毛伝の引用。

③河図括地象曰、令警野中有玉虎。晨鳴雷声。聖人感期之興。

④孝経授神契曰、德至鳥獸、白虎見。

⑤春秋演孔図曰、湯地七十。内懷聖明、白虎戲朝。

⑥春秋元命包曰、堯為天子。季秋下旬、夢白虎遺吾馬喙子。其母曰扶始。升高丘、睹白虎……。

⑦魏略曰、文帝欲受禪。郡国上言、白虎二十七見。

⑧王隱晋書曰、太康六年、荊州送兩足虎。時尚書郎索靖、議称半虎。博令王鈇為文曰、般般白虎、……。

⑨中興徵祥説曰、天下太平則騶虞見。騶虞者仁獸也。状如白虎而黑文、其尾參倍。昔召公化行陝西之國而

騶虞応。

⑩又（中興徵祥説）曰、王者仁而不害、則白虎見。白虎状如虎而白色。嘯則風興、皜身如雲、而無雜者是也。

近代所謂白虎者、背斑而虎文、爾雅所謂彪虎者也。

⑪〔頌〕後漢蔡邕五靈頌曰、大梁乘精、白虎用生。思叡信立、繞於垣垺。

⑫ 吳薛綜頌曰、婉婉白虎、優仁是崇。飢不侵暴、困不改容。斂威揚德、愷悌之風。聖德極盛、騶虞乃彰。

⑬〔贊〕晋郭璞騶虞贊曰、怪獸五采、尾參於身。矯足千里、儼忽若神。是謂騶虞、詩歎其仁。

騶虞とは、右の条文②、毛詩に附される毛伝に言うように、白虎に類似した瑞獸である。結論から言えば、この騶

虞の部立ては、「白虎」に含まれる諱字「虎」を避けるべく、白虎に代えて部立て名に採用されたと思われる。騶虞自体、『詩経』に詠われる瑞獣であり、もとより祥瑞部の一項目として独立させるに堪えるとも考えられるが、『宋書』卷二八、符瑞志の記載からは、むしろ瑞獣白虎に附される程度の存在として認識されていたことがわかる。該志「白虎」の条には、次のようにある。

白虎、王者不暴虐、則白虎仁、不害物。

漢宣帝元康四年（紀元前六二）、南郡獲白虎。

漢章帝元和二年以来、至章和元年、凡三年、白虎二十九見郡国。

…（中略）…

晋安帝隆安五年十一月、襄陽言騶虞見於新野。

…（中略）…

（劉宋）孝武孝建三年（四五六）三月壬子、白虎見臨川西豊。

ここには項目として「白虎」を立てた上で、まず冒頭にその性質や出現すべき状況を説明し、続けて漢・宣帝の元康四年から劉宋・孝武帝の孝建三年に至るおよそ五百年間に、白虎が出現した記録を列举する。その中に一条ではあるが、晋・安帝の隆安五年の記録として騶虞出現の記事を含めるところに、編者が白虎を主とし、その類似の瑞獣として騶虞を認識していたであろうことが窺い知れる。無論、符瑞志の中に「騶虞」の項目は存在しない。

また、右に全条を引いた『藝文類聚』騶虞の項目でさえも、「騶虞」を含む条文は②、⑨、⑫、⑬の四条に限られ、それ以外はほぼ全て「白虎」の記事である。白虎の騶虞に対する瑞獣としての優位性、認知度の高さは明白である。

それにも関わらず祥瑞部に「騶虞」を立てたのは、やはり「白虎」の「虎」字の回避に対する『藝文類聚』編纂者の方便であったと考えるのが妥当である。現行の『藝文類聚』テキストで、騶虞の項目中に多数見える「白虎」も、編

纂時には部立て名と同様に「騶虞」に改められていたものが、禁忌の解けた宋代、出版に際して追改されたものと考えてよいであろう。その校訂の過程で、部立て内に『詩経』を始めとした本来的に「騶虞」の記事である四条<sup>②⑨</sup>を収めていたことが、「騶虞」を部立て名として残させた要因<sup>⑩</sup>とらしい。

部立てにおける「虎」字の避諱については、前節で卷八、山部の「虎、丘山」が「武、丘山」と処理された例を確認した。同様に近似音でもって、「白虎」部を「白武」部等に改めれば、ことは済んだようにも思われる。それを敢えて「騶虞」部と作ったのには、それなりの理由があるはずである。今、部立て設定の試行錯誤を推測するに、例えば「白武」であれば、本来の「白虎」とともに四獣に数えられる「玄武（亀を基本とする聖獣）」との表記上、或いは表記がもたらすイメージ上の類似を嫌ったのかもしれない。「白獸」すなわち白い獣にしようにも、祥瑞部に部立てが設けられる、他の白兔や白狼、白鹿、白狐も「白獸」の下層分類であり、分類の階層に論理的な一貫性が無くなる。他に「白彪」とすることもできたかも知れないが、それではもはや「白い虎」ではなく「白い彪」でしかなくなる。卷八における「虎丘山」や、典籍の『白虎通』が、その呼称に動物としての「虎」の概念を必要とせず、「武丘山」や『白武通（隋書経籍志）』と近似音を以て改称し得たのとは異なり、あくまで吉兆を示す「動物」としての、生き物の概念を明確に保持できる代用語とそれによる部立ての構成とを編纂者は模索し、工夫したのではなかったか。

#### 四 その後の唐代類書について

『藝文類聚』以外の代表的な唐代類書に、『初学記』と『白氏六帖事類集』とがある。実は、この両書についても、前節までに『藝文類聚』を例に指摘したと同様の状況を見出すことができる。両書は均しく「淵」の部立てを持たないし、また両書にとって新たに避諱の対象となった三代皇帝高宗の諱「治」を避け、『藝文類聚』に「治政部」（卷五二、五三）と作る部立てを、「政理部」（『初学記』卷二十、『白氏六帖事類集』卷十二）と作る。同義語を用いた代替によ

る部立て設定の例と言えるだろう。唯一、目立って問題となるのは、『藝文類聚』及び『初学記』には共に立てられない「虎」の部立てを、『白氏六帖事類集』が備える点である。

これについては、『藝文類聚』同様、『初学記』が玄宗による勅撰類書であるのに対し、『白氏六帖事類集』が白居易の手になる私撰類書であることが理由の一つに挙げられるかも知れない。文書に公私の別があり、避諱の対応にも公私によって差が見られることは、従来の避諱字において既に明らかにされていることである。しかし、『白氏六帖事類集』については、白居易「自撰墓誌」(『文苑英華』卷九四五)に「事類集要三十部合一千一百三十門」とあるのに対し、現在通行する宋本(南宋紹興年間刊本)には一三六七門を備え、実に二三七門の増加が見られる。この事実、及び該書の唐諱「淵」、「治」に対する避諱の態度に鑑みれば、当初避諱のため存在しなかった「虎」部を、後人が増補した可能性も排除できない。

## 五 まとめ

以上、『藝文類聚』を例に、唐代の類書編纂にも同時代の他の文献同様に、避諱が行われたことを確認し、部立ての選定、設定にも避諱に対応するための措置が為されたことを論じた。避諱による改字に対応できない「淵」や「虎」の部は不成立とされ、音の近い文字での置き換えや、類義語で対応できる「虎丘山」、「白虎」の両部は、それぞれ「武丘山」、「騶虞」と改められたのである。

以上の結論は、気付いてみれば至極単純であり、取るに足らぬ些末なことのようにも思える。しかし、類書は万物を包括し、世界を秩序立てて記す性質を持つものである<sup>13</sup>。王朝建国や政権獲得の直後に、新秩序及び文治の確立といった象徴的役割を担うものとして勅撰された所以でもある。このため類書からは、編纂当時、或いは再編集が為された場合にはその改編当時における、知識人の世界観や知的水準を窺うことができ、そのことについては、これまでにも

既に参考とすべきいくつかの考究が為されてきた。本稿では、各類書に固有の「創作箇所」とでも言うべき部立ての構成を読み解くに当たって、特に唐代類書について留意すべき点を指摘し、また同時にこれまで正確に認識されなかった類書編纂における避諱意識、および避諱に伴う編纂作業の具体的様態を明らかにした。

ところで、唐代以後、文書作成における避諱の主要手段は、文字を改める「改字」から、より簡便な、文字の点画を省く「缺筆」へと変化していった。これは、類書編纂においても例外ではない。唐代類書が改字を避諱の手段としたのに対し、宋代以降の類書は缺筆をその手段とする。例えば、『太平御覧』の編纂においても、避諱はすべて缺筆に拠った。この避諱手段の変遷によって、唐代類書編纂において改字による避諱がもたらしていた問題は、以後克服されることになる。もはや改字による避諱に対応できないため生じる部立ての見送りや、改字がもたらす部立て名の変更等の現象は、現れなくなるのである。その意味では、本稿が『藝文類聚』を中心に明らかにした一連の現象は、あくまで『藝文類聚』及びその後の唐代類書に限られた、ごく狭い範囲内の問題であったかのようにも思われる。しかし実際には、後世、『藝文類聚』に与えられた高い評価のために、該書に施された改字による部立て構成上の措置は、唐代類書の枠を超えて、遠く後代の類書にまで影響を及ぼしたのである。該書祥瑞部「騶虞」が、本来「白虎」の代用として部立て名に採用されたことは論じた通りである。そうでありながら清の『古今圖書集成』に至るまで、その時々々の類書の部立てとして「騶虞」が立てられ、そこに文献の量では明らかに多数を占める「白虎」の条文が附属されるといふ、実際には不自然な状況が存在し続けたのも、その影響の一例である<sup>15)</sup>。

#### 注

(1) 「凡文字上不得直書当代君子或所尊之名、必須用其他方法以避之、是之謂避諱。」(陳垣『史諱举例』序 上海書店、一九二八年)

(2) 避諱学に関して、本稿では主に以下に挙げる五つの著作を参照した。前三書は避諱学の体系をまとめたものであり、後二書

は避諱該当字の避諱例を収集する。なお、避諱に関する術語は、陳垣に拠った。

ア 陳垣『史諱举例』前掲注(1)

イ 范志新『避諱学』(台湾学生書局、二〇〇六年)

ウ 王新華『避諱研究』(齊魯書社、二〇〇七年)

エ (清) 周広業『經史避名彙考』(台北明文書局影印適園抄本、一九八六年)

オ 王彦坤『歷代避諱字匯典』(中州古籍出版社、一九九七年)

缺筆の開始時期について先行研究はいずれも一致する。前皇帝、太宗の諱「世民」の二字がいずれも使用頻度の極めて高い字であったことが、文脈に影響を与えない、より簡便な缺筆という避諱の手段を創出したと考えられる。なお、缺筆の発案以後も改字による避諱は缺筆とともに依然として使用された。

(3) 書名の表記は「芸(本来はウシ)」を用いず、『藝文類聚』とする。

(4) 汪紹楹校『藝文類聚』(中華書局、一九六五年)。なお、『藝文類聚』の版本については胡道靜『中国古代的類書』(中華書局、一九八二年)に詳しい。

(5) 勝村哲也「修文殿御覽天部の復元」(『中国の科学と科学者』所収、京都大学人文科学研究所、一九七八年)

(6) 宋版刊刻時の校勘に一定水準以上の教養が求められたであろうことは容易に想像できる。張麗娟・程有慶著「宋本卷」(任繼愈主編『中国版本文化叢書』、江蘇古籍出版社、二〇〇二年)によれば、南宋紹興年間(十二世紀中葉)の浙江嚴州地区(今の浙江省建德市)は、地方政府および民間による出版の一拠点であった。これを踏まえれば、該地が相応の人的資源を有していたと推察される。

(7) 唐の太廟制度は複雑に変遷し、避諱の対象となる廟主の数も代を追って変化する。このことは戸崎哲彦「唐代における太廟制度の変遷」(『彦根論叢』第二二六・二六三号、滋賀大学経済学部、一九八九年)に詳しい。

(8) 現在のところ「淵」十六例、「熙」二例、「虎」三例、「晒」一例を確認しているが、更なる検出も考えられる。これらは汪紹楹の校注にも言及はなく、『藝文類聚』のテキスト利用において留意すべき点とも言える。

(9) 万曆十五年丁亥(一五八七)刊、王元貞校本。

(10) これら諸類書の書承関係については、勝村哲也氏の論文(前掲注5)に詳しい。

(11) なお、条文中の波線を附した五か所(②③④⑤⑥)は、文脈上「騶虞」への改変が不可能と判断される。例えば、条文②



「毛詩曰、吁嗟乎騶虞。義獸也。白虎（ウ）黒文、不食生物……（毛詩に曰はく、吁嗟乎騶虞。義獸なり。白虎にして黒文あり、生物を食はず……）」における「白虎」を「騶虞」に改めては、「……騶虞。義獸也。騶虞（ウ）黒文……」と同語反復となり、詩中の「騶虞」に対する毛伝は、意味を成さなくなる。これについては、「虎」字のみを発音の近い「武」字に変更する等の処置に止めるほかなかったものと考えられる。これらは、「騶虞」として文献を採録するには不都合なため不要にも思えるが、例えば②の条文に見える毛伝を入れることで、獸の「虎」としての概念を失った「白武」という表現であっても、読む者にそれが本来「白虎」であろうと類推させうる限りにおいて、「騶虞」なる瑞獸が「白虎」に同様のものであると注解する意図もあつて採録されたと考えられる。

(12) 例えば「武丘山」について、その山の名の由来こそ呉王闔廬の墳墓に現れた「虎」であるものの、固有の山を指し示すのに、動物としての「虎」の概念は弁別的には働かないことが、「虎」と近似の音を持つ「武」への改字をもって山の名を改称すること、それによる部立ての設定を可能にしたと言える。

(13) 初唐期の「類書」は、皇帝が治政の参考に群書を要覧するための書としての性質を主とする。拙稿「唐創業期の『類書』概念——藝文類聚」と『群書治要』を手がかりとして——（『中国文学論集』第三五号、二〇〇六年）参照。

(14) 特にその方法論において、柳川順子「『白氏六帖』炭門考」（『広島女子大学国際文化学部紀要』新輯第三号、一九九七年）には大いに啓発された。

(15) 「騶虞」の部立てとそその地位を継承するものに、以下の諸類書がある。

宋・謝維新撰『古今合璧事類備要』別集卷六二、「騶虞附白虎」

明・俞安期撰『唐類函』卷一九四、「騶虞」（※白虎の記事を含む。）

明・陳耀文撰『天中記』卷六十、「騶虞」（※白虎の記事を含む。）

清・康熙帝勅撰『淵鑑類函』卷四二九、獸部「騶虞」（※白虎の記事を含む。）

清・陳夢雷撰『古今圖書集成』禽虫典、卷五八、騶虞部（※白虎の記事を含む。）